

百舌鳥陵墓参考地 墳丘裾護岸その他整備工事に伴う立会調査

はじめに

百舌鳥陵墓参考地は、堺市北区百舌鳥本町1丁に所在する前方後円墳であり、百舌鳥古墳群のほぼ中央に位置する。本参考地については墳丘端部から裾にかけてが急傾斜をなしており、護岸整備工事が必要な状況であった。そのために施工地における遺構・遺物の有無を確認することと、遺構が確認された場合には最善の保護策を講じるべく工法を検討する情報を得るために平成20年10月～12月にかけて事前調査をおこなった。この調査は当庁境界外を堺市文化財課が同時に調査し、その結果はそれぞれの機関から報告書が刊行されている。よって、事前調査の内容についてはこれらの報告を参照されたい⁽¹⁾⁽²⁾。

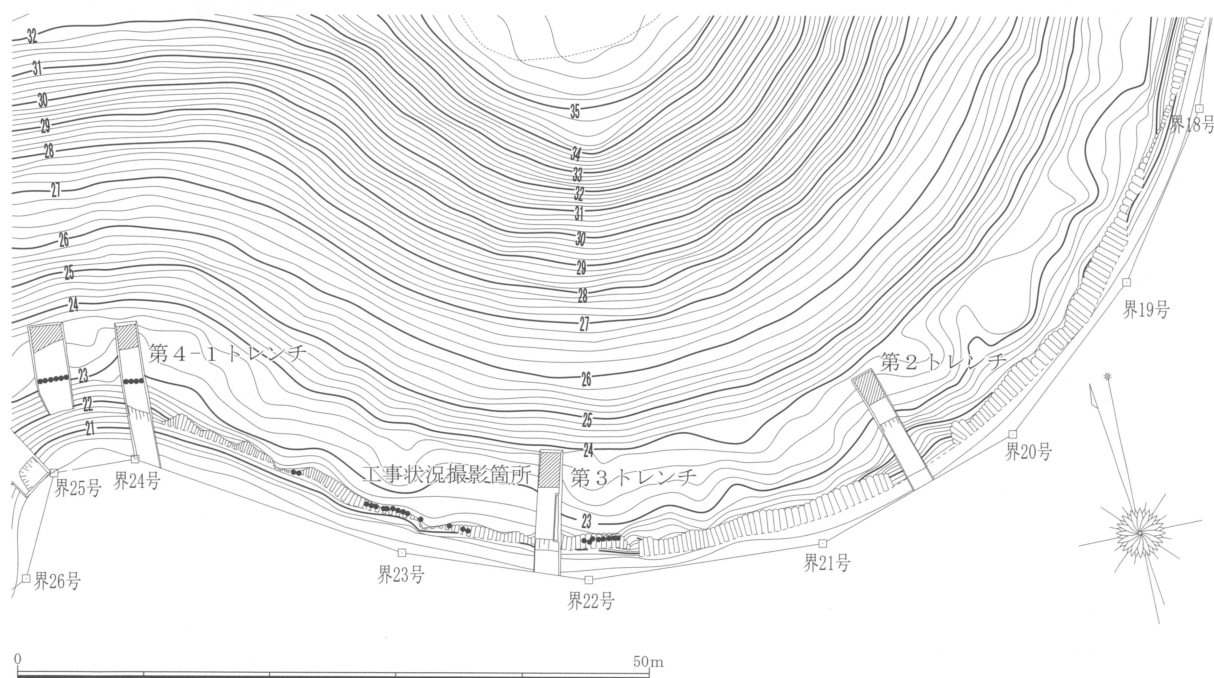
この事前調査によって、本参考地の墳裾が崖状を呈している理由は、単に濠水の波浪による浸食だけではない可能性が高まった。調査において出土した陶磁器類により、江戸時代にあつて貯水量確保の目的から墳裾を削ることによって濠幅を広くし、さらには堆積土を浚渫して第1段テラス上に積み上げたことによって現在の墳丘になったと考えられる。

さて、この護岸整備工事を平成22年度に実施するにあたっては、一切掘削を伴わない工法を採用した。そのため立会調査の内容は施工状況の確認と、事前調査以降に落下した埴輪片を回収するものである。調査は平成22年11月17日から19日の3日間は、本部職員が現地において調査に従事した。その他工事期間中は百舌鳥部職員によって施工箇所を巡回し、埴輪片などの採集に努めた。結果的には後述する後円部南側においてのみ埴輪片は採集されており、その他の施工地においては一切落下していなかった。

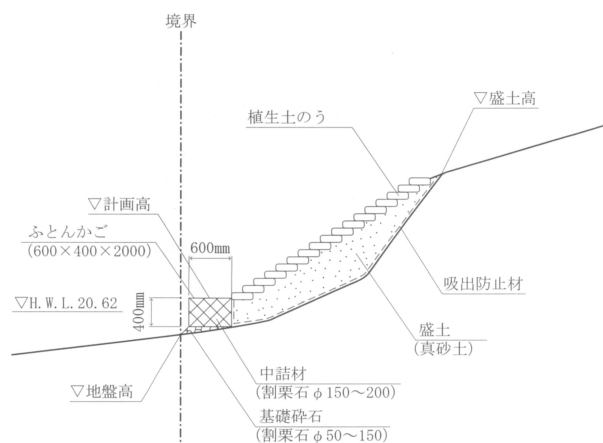
なお、調査の実施にあたっては、堺市文化財課よりご助言賜った。記して、感謝申し上げる次第である。

工 法

今回施工した工法の模式図は、第38図に示したとおりである。境界線内側ぎりぎりに布団かご（長2m×幅0.6m×高0.4m）を設置し、この布団かごを起点として植生土嚢を積み上げるものである。もう少し細かく見ていくと、布団かごは満水時にかごの半分が水面からでるように設置し、そのために碎石を敷い



第37図 百舌鳥陵墓参考地 埴輪片採集箇所位置図 (1/600)



第38図 百舌鳥陵墓参考地 護岸工事模式図

て高さを調整する。この碎石及び布団かごの中に入れる石材は、葺石として使用されている石材とは区別できるように大阪府岸和田産の花崗岩とした。そして墳丘斜面には吸出防止材である合成繊維製のマットを敷き、その上に盛土（真砂土）を施す。その上に種子（トルフェスク・クリーピングレッドフェスク等）を仕込んだ土嚢を積み上げる。この土嚢は施工箇所によって積み上げる段数を変え、安定勾配となるよう施工した。

この工法の正否は、今しばらくこの植生土嚢に仕込んだ種が芽吹き、自生するようになることによって安定した勾配を保ち続けるか否かを注視していく必要がある。さらには、この植生土嚢の及ぼす生物環境への影響についても見守っていく必要がある。（徳田誠志）



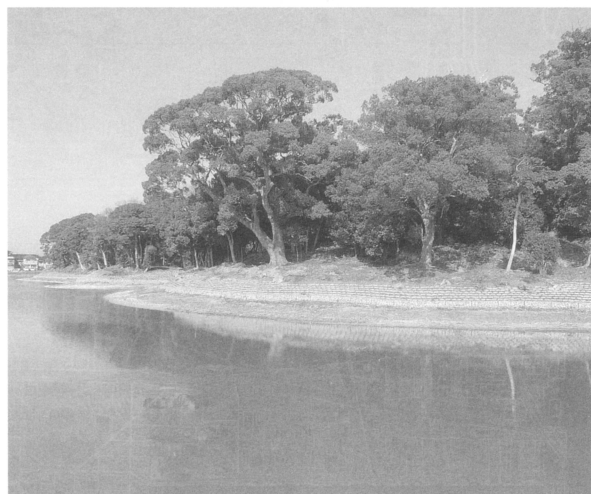
(1) 施工前



(2) 施工中

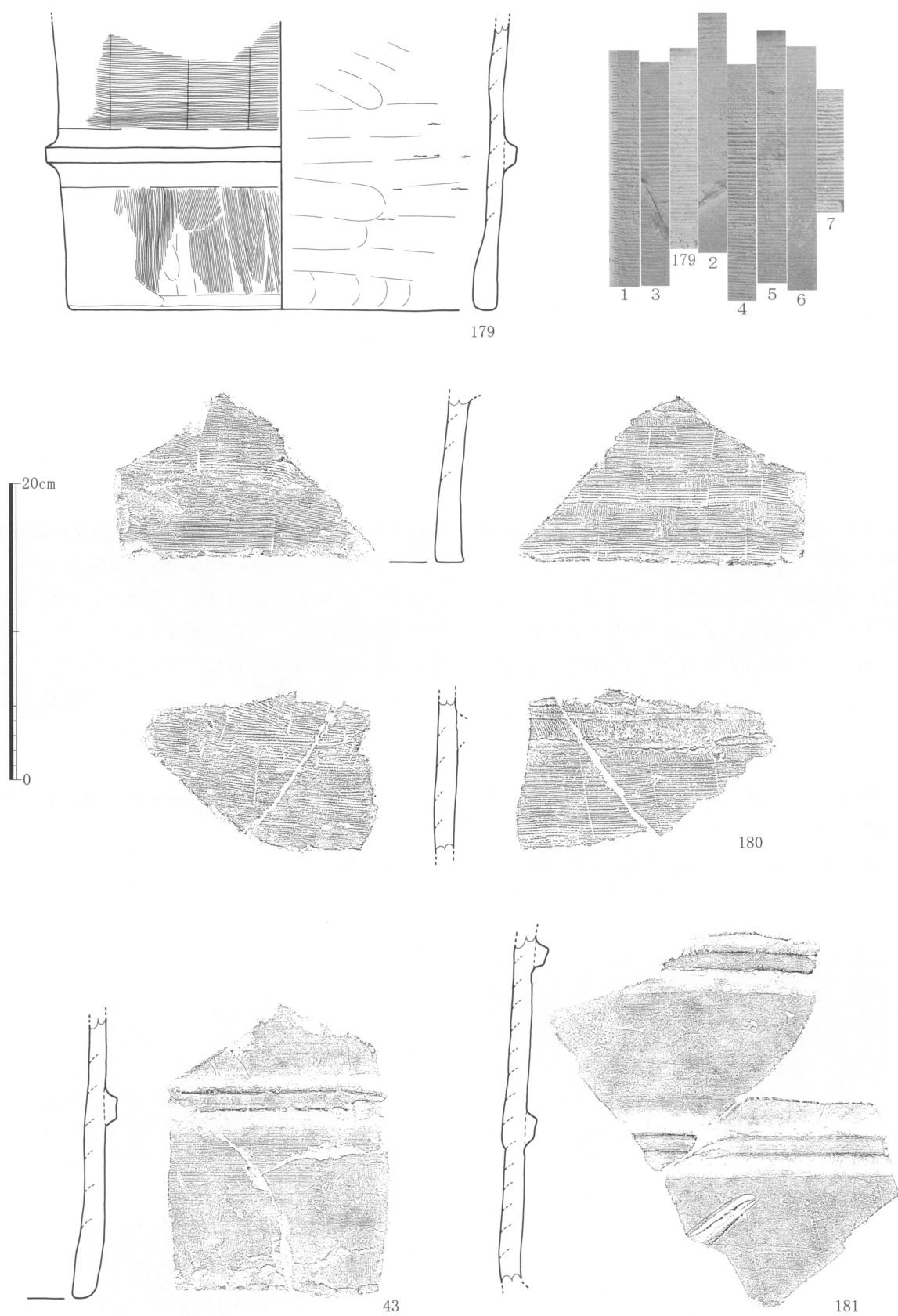


(3) 施工直後



(4) 施工完了

第39図 百舌鳥陵墓参考地 施工状況図



第40図 百舌鳥陵墓参考地 採集品実測図(1) 円筒埴輪・朝顔形埴輪(1/4)

採集遺物

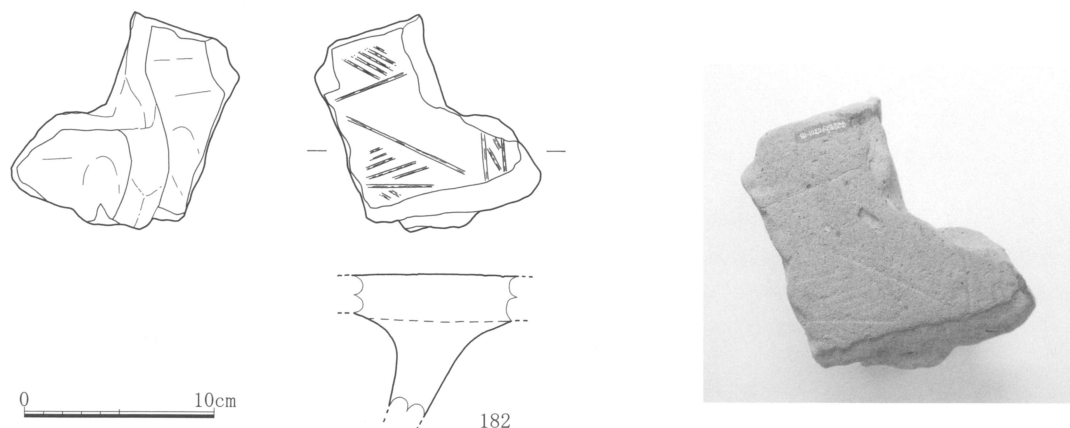
上でもふれたように、今回の調査は掘削をともなわないものであったことから出土した遺物は存在しないが、おもに後円部南側の境界標石 23 号の周辺（平成 20 年度調査の第 3 トレンチ西付近）から埴輪片が 104 点採集された。採集された埴輪の特徴はこれまでに報告されている百舌鳥陵墓参考地における出土品の特徴と大きく変わるわけではないが、ここでは比較的大きな破片を中心にそれらについて報告しておきたい。なお、挿図中の遺物番号についてはこれまでの報告との重複をさけるために 179 から番号をつけた。

179 は本誌第 61 号で報告した 1～7 と同一のハケメをもつ。底径は 28.4 cm で、第 1 段高は 10.9 cm である。外面調整は第 1 段がタテハケで、第 2 段がおそらく B c 種ヨコハケである。内面調整はナデである。第 1 段高はやや異なるが、6 と同一製作者である可能性が考えられる。180 は二破片あるが、同一個体と思われるものである。上は底部を含む破片で、第 1 段高は 12.5 cm 前後であったものと推測される。内面にも横方向のハケを念入りにほどこしている点が、本参考地の埴輪としては例外的といえる。下の破片では、突帯剥離箇所において突帯設定にかかわる凹線を確認できる。なお、180 と同一のハケメはこれまでの出土品から確認できていない。43 は平成 20 年度の調査における採集品である 43（3 トレ西表採）との接合が確認されたため、この番号を付している。181 は胴部の 2 段分を含む破片である。外面調整はまだハケメの凹凸がでていない板ナデ的な B c 種ヨコハケである。外面の下段には工具痕あるいはヘラ記号にもみえる痕跡を確認できる。182 は盾形埴輪と考えられる破片である。本参考地における盾形埴輪の存在は確認されていなかったため、これがはじめての例となる。盾面の線刻をみると、盾の内区紋様が鋸歯紋によって構成されていることがわかる。なお、この破片のみ後円部南側の境界標石 22 号付近（平成 20 年度の調査の第 3 トレンチ東付近）において採集されており、後円部埴頂から転落したものと推測される。これまでの調査においては形象埴輪は造出周辺から出土する傾向を示していたが、そうではない点が注意される。

（加藤一郎）

註

- （1） 陵墓調査室「百舌鳥陵墓参考地 墳丘裾護岸その他整備工事に伴う事前調査」『書陵部紀要』第 61 号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2010 年。
- （2） 堺市教育委員会『御廟山古墳（GBY-6）発掘調査報告書』2011 年。



第41図 百舌鳥陵墓参考地 採集品実測図（2） 盾形埴輪（1/4）

